

# ASDO会員 休会ガイドライン

## 細則第5条 休会

「会員は諸々の事情により、理事会に休会の理由書を提出し承認されたものは、条件付で休会することができる。」

## 休会のガイドライン

### [会 費]

- ・休会中は無料とする。
- ・納入済の会費は返還しない。

### [会員資格及び権利の停止]

- ・休会中は会員資格及び権利を停止する。

### [会員の権利]

- (1) ASDOの会員として名乗ること
- (2) 総会の議決権（正会員のみ）
- (3) 研修会などの会員割引
- (4) 会員名簿（ホームページ）の記載
- (5) 会員宛情報の受信
- (6) ホームページの会員メニューへのアクセス
- (7) 法務・労務・税務の無料相談
- (8) その他の会員特典

### [休会の期限]

- ・休会の期限は理由書を提出し承認された年度の末日（3月31日）とする。
- ・休会の期限を延長する場合は、再度理由書を提出し理事会の承認を得ること。
- ・休会の期限延長の理由書の提出がなく期限を過ぎた場合は、会員の希望により以下のいずれかとする。

但し、年度末から3か月後（6月30日）までに連絡がない場合は自動的に退会扱いとなる。

- ① 会員に戻り活動する。（この場合、会費を納入する。）
  - ② 休会を延長する。
  - ③ 退会する。
- ・休会の期間（何年間まで可能か）については理事会に委ねる。